

## お茶の水橋補修補強工事

工 事 場 所 文京区湯島一丁目 5 番先から千代田区神田駿河台二丁目 3 番先  
まで

- 変 更 理 由
- (1) 床版部を試掘した結果、しゅん工図と異なり、床版の上層部と下層部の間に防水層がなく一体化していたため、上層部の床版撤去の際に、振動を伴う施工方法に変更する必要が生じた。これにより、J R の運行に影響する範囲の施工については、安全確保の観点から、き電停止時に限定されるため、工期を延伸し、労務費を増額する。
  - (2) 工期の延伸に伴い、交通誘導員の配置期間及び足場の仮設期間を延長するため、これらに係る費用を増額する。
  - (3) 塗膜剥離工について、塗膜の成分検査の結果、P C B を含有することが判明したため、作業員の防護服着用、飛散防止の養生、漏えい防止のための保管措置等に係る費用を追加する。  
また、試験施工を実施した結果、塗膜の剥離剤の塗布回数を増やす必要が生じたため、当該費用を増額する。
  - (4) J R に工事を委託している J R 跨線部について、足場の仮設期間の延長及び P C B 対策の実施に伴い、これらに係る費用を増額する。  
また、J R と別途協議することとしていた J R 跨線部の床版下面の補修について、協議が整ったため、当該費用を追加する。

協 定 金 額	
変 更 後	1, 9 1 0, 9 1 5, 0 0 0 円
変 更 前	1, 3 3 7, 7 5 0, 0 0 0 円
増 減	5 7 3, 1 6 5, 0 0 0 円